平成２５年１０月２２日
事　務　連　絡

地方厚生(支)局医療課長　殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する
個別指導における診療録等の閲覧の拒否に係る対応について

保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医療機関等及び保険医等」という。）に対する個別指導に関し、一部の厚生局管内の特定の保険医療機関等及び保険医等が行政庁に対する診療録等の閲覧を拒否したため個別指導が行えない事例が発生しているところです。

このため、これら診療録等の閲覧の拒否等に係る対応について、下記のとおり取扱いを整理しましたので、連絡します。

なお、個別指導の実施に当たっては、指導大綱に規定されているように「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」べきものであることにご留意いただき、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係者に協力を求め、円滑な実施に努めていただきますよう、お願いします。

おって、本件につきましては、貴(支)局内及び管下事務所にも周知願います。

記

１　個別指導の目的及び方法

地方厚生(支)局が行う個別指導は、健康保険法第７３条等に基づき、保険医療機関等の開設者、管理者や保険診療（保険調剤を含む。以下同じ。）を行った保険医等の本人の出席を求め、個別事例について診療録等の関係書類を基に、これらの者に直接確認すること等を通じ、保険医療機関等における保険診療の内容及び診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について、周知徹底させることを主眼として、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としている。

個別指導の方法については、指導大綱において「指導は、原則として指導月以前の連続した２カ月分の診療報酬明細書に基づき、関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により行う」（第６　指導方法等の３（３））こと、指導大綱関係実施要領においては「指導は、原則として指導月以前の連続した２カ月のレセプトに基づき、診療録その他の関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により行う」（第７　個別指導の３（１））こととされており、個別指導においては診療録等の閲覧を行うことが具体的に記載されている。

以上のことから明らかなように、保険医療機関等及び保険医等が行政庁に対する診療録等の閲

覧を拒否した場合に、診療録その他の関係書類を指導担当職員が閲覧することなく個別指導を実施することは、個別指導の目的を達成できない不適切なものといわざるを得ないものである。

2　診療録等の閲覧と個人情報保護法との関係

保険医療機関等又は保険医等が個別指導の際に行政庁に対し診療録等を閲覧させる場合、個人情報保護法の第三者提供の「例外規定」、具体的には同法第 23 条（第三者提供の制限）第１項第４号に該当することから、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報である診療録を閲覧させたとしても当該保険医療機関等又は保険医等が同法違反に問われることはないものである。

【参考】個人情報保護法［抄］

（第三者提供の制限）

第 23 条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 ～ 三　（略）

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3　個別指導において診療録等の閲覧の拒否があった場合等の対応

（1）　診療録等の閲覧を拒否する保険医療機関等に対しては、指導を行う行政庁として、その目的や関係法令等の内容について十分に説明を行うこと。

（2）　行政庁の説明に対しても理解を示さず、独自の見解を申し述べて診療録等の閲覧を拒否するなど、個別指導事務の遂行に支障が生じたときは、立会者に事情を説明し、その理解を求め、個別指導を「中断」し（資料の事前確認ができない場合には個別指導を実施しないこととし）て帰庁後に地方厚生(支)局も含め対応策等を検討することとすること。

なお、地方厚生(支)局も含めた検討に当たっては、必要に応じ、小職へ協議されたいこと。

（3）　また、事前に、当該主張がされると予測されるときであって、地方厚生(支)局長が必要と認める場合には、診務専門員を個別指導等に出席させる等により、適切に対応すること。